

えびの市木材利用促進の基本方針

平成24年 2月17日

1. 基本的な考え方

本市の総面積28,300haのうち、森林面積は19,406haで総面積の68%を占めており今後、主伐期を迎える林分が急激に増加することから市内で生産された森林資源の有効活用を図ることが重要な課題となっている。

森林は、二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫として重要な役割を果たしており、この機能を十分発揮し温暖化対策などの環境問題を改善するため、今後ますます低炭素社会の実現に向けての森林・木材利用に対する期待が高まっています。

木材は鉄やコンクリート等に比べ加工等に必要なエネルギーが低く、リラックス効果や調湿性に優れ断熱性も高く紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する性質を有する、地球環境社会にやさしい省エネ資材でもある。また、再生産可能な資材としても炭素を長期間保存できる機能を有し、循環型社会の形成に大きく貢献できる優れた特性を持つ木材の利用促進を図ることは、豊富な森林資源を支えてきた森林・林業・林産業の活性化につながるだけでなく、土木建築業の振興に寄与するなど地域経済への波及効果が期待される。

このようなことから、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）に基づく、国の「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」並びに宮崎県の「県産材利用推進に関する基本方針」に即し、市産材等の木材利用を促進する事項を定めるものとする。

2. 市産材等の活用方針

(1) 公共建築物における市産材等の活用について

ア 建築基準法等関係法令の制約を受ける場合を除き新築・増築又は改築等については可能な限り木造化を図ることとする。

イ 防災面や立地条件等から木造化が困難な場合は、木造と他工法との混構造とする。

ウ 木造以外の構造とする場合でも内装で目に触れることが多い場所は可能な限り木質化を積極的に推進する。

(2) 公共土木工事における市産材等の活用について

公共土木工事においては、自然景観や環境に配慮しつつ間伐材をはじめとする市産材等を積極的に活用するとともに、新たな用途開発等や持続可能な施工維持管理体制の仕組みづくりを推進する。

(3) その他の活用について

林地残材や建築廃材等の有効活用など再生可能なエネルギー資源として可能な限り利用推進を図る。

また、調達する物品については、木製品が環境にやさしい自然素材であることから市産木材を使った物品を積極的に利用する。

公共建築物等で使用される備品等について、機能上支障のないものは木質バイオマス燃料とする器具等の導入も併せて促進するものとする。

3. 公共建築物における木材利用の目標

低層の公共建築物（木造化施設）における木材は、原則として市産材とすることを目標とする。

公共建築物の木造率

目標：毎年度の木造化施設率＝100%

算定式：木造化施設率＝（木造化施設数／木造化可能施設数）

- 「木造化可能施設」は市が整備する公共建築物において、建築基準法上の制約を受けず防災面、立地条件並びにコスト面においても木造化が可能な建築物数とする。
- 「木造化施設」とは、構造上重要な部分（柱、桁、梁など）に木材を使用した施設

4. 公共建築物に適した木材の供給体制の整備

国県とともに公共建築物に用いる供給の安定を図るために木材関係業者と連携し、品質や性能の確かな乾燥材等の安定供給を促進する。

5. 推進体制

木とふれあい木の良さを実感する機会、木材の特性、木材利用がもたらす効果を幅広く推進するため市産材等の円滑な利用を、市内関係団体で構成された「えびの市林業審議会」・「市総合農政連絡協議会」・「市みどり推進会議」等を通じて市産材等の需要拡大を進める。

6. 市における利用の促進

市は率先して木材の利用に努めるとともに、近隣市町や民間団体その他の企業・関係者と協力も得つつ効果的な推進が図られる公共性の高い建築物等の情報を収集し、市産材等の利用が促進されるよう木造化・木質化に関する情報を提供するなど必要な支援を行うものとする。

7. 期待される効果

国県及び本市の基本方針に基づき、公共建築物・公共土木工事において市産材等の木材の需要を拡大することは、林業関係の活性化はもとより森林の適正な整備につながり森林の有する多面的機能の持続的な発揮と木材の安定的な供給とが調和され、本市の地域経済の活性化と雇用の創出が期待される。

※ 公共建築物とは、次のものをいう。

- ① 地方公共団体が整備する建築物
- ② 民間が整備する特別養護施設など広く住民一般が利用する公共性の高い建築物